

商工労働企業委員会会議記録

商工労働企業委員長 吉富 英三郎

1 日 時

平成31年3月4日（月） 午前10時33分から
午前11時38分まで

2 場 所

第6委員会室

3 出席した委員の氏名

吉富英三郎、後藤慎太郎、麻生栄作、油布勝秀、衛藤明和、尾島保彦、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工労働部長 高濱航、労働委員会事務局長 飯田聡一、企業局長 神昭雄
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第34号議案のうち本委員会関係部分、第38号議案、第39号議案及び第47号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 2018秋の500社企業訪問の実施結果について、おおいた革新的技術・データ活用推進計画の策定について及び大分県知的財産総合戦略の策定について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 長友玉美
政策調査課調査広報班 主査 後藤仁美

商工労働企業委員会次第

日時：平成31年3月4日（月）本会議終了後
場所：第6委員会室

1 開 会

2 労働委員会関係

- (1) 付託案件の審査
第 34号議案 平成30年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

3 企業局関係

- (1) 付託案件の審査
第 47号議案 平成30年度大分県電気事業会計補正予算（第1号）

4 商工労働部関係

- (1) 付託案件の審査
第 34号議案 平成30年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）
第 38号議案 平成30年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算
（第1号）
第 39号議案 平成30年度大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算
（第1号）
- (2) 諸般の報告
①2018秋の500社企業訪問の実施結果について
②おおいた革新的技術・データ活用推進計画の策定について
③大分県知的財産総合戦略の策定について

5 閉 会

会議の概要及び結果

吉富委員長 ただいまから、商工労働企業委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより労働委員会関係の審査に入ります。

まず、第34号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

飯田労働委員会事務局長 労働委員会関係の補正予算について御説明します。

平成30年度補正予算に関する説明書の173ページをお開き願います。

当労働委員会が関係する歳出科目、第5款労働費第4項労働委員会費について御説明します。

今回、補正をお願いするのは、表の右上にありますように、合計で264万7千円の減額です。

その内訳は、第1目委員会費167万3千円の増額と第2目事務局費432万円の減額となっています。

まず、第1目委員会費167万3千円の増額の内容ですが、中ほどの事業名欄に記載している委員報酬が、297万5千円の増額となっています。

これは、現在係属中の不当労働行為事件の審査が最終段階を迎え、命令を発出するための通常の審査手続と並行して、労使間の話し合いにより円満に解決するよう和解折衝を行っていることなどから、委員の出席日数が当初の見込みより増加することとなるため、増額をお願いするものです。

次に、同じく中ほどの事業名欄の運営費は、130万2千円の減額となっています。

これは、委員の県外旅費等の減額によるものです。

続いて、第2目事務局費432万円の減額の内容ですが、主なものは、事業名欄にあります

ように、職員の給与費が当初の見込みを下回ったこと等によるものです。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別に御質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は商工労働部の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別にないようですので、これもちまして労働委員会関係の審査を終わります。

執行部は御苦労さまでした。

〔労働委員会退室、企業局入室〕

吉富委員長 これより企業局関係に入ります。

まず、第47号議案平成30年度大分県電気事業会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

鈴木工務課長 それでは、企業局関係の補正予算案について御説明します。

第47号議案平成30年度大分県電気事業会計予算（第1号）について御説明します。議案書は104ページから105ページにかけて提案していますが、お手元にお配りしている平成30年度電気事業会計補正予算（第1号）（案）により御説明します。

まず、1概要ですが、本補正予算案は、北川ダム維持流量放流設備新設事業に係る債務負担行為の追加設定をお願いするものです。

本工事は、平成20年度末に期限を迎えた北川発電所の水利権の更新にあたり、国土交通省から北川ダムの下流約2キロメートルの無水区間に河川維持流量を放流するように求められたことから、放流設備を新設するものです。

資料の右の中ほどの全体の図面を御覧ください。本設備は、図面の北川ダム堤体の左側に示している取水施設から取水し、導水トンネルを経由して、ダム下流の放流施設より毎秒0.534立方メートルの河川維持流量を河川に放流するものです。

続いて、資料左手の2債務負担行為を御覧ください。

表の上段には平成30年度補正予算（第1号）（案）を、下段には参考として平成29年度当初予算で議決をいただいている債務負担行為を記載しています。

期間は、平成29年度当初予算から1年延長して30年度から31年度までの2年間、事業費は、入札等により当初から5千万円ほど下がる予定です。限度額は、右側の年度内訳から、1億4,867万8千円としています。なお累計の全体事業費は、表の下に記載のとおり13億8,969万5千円を予定しています。

本工事は、平成29、30年度債務負担による工事でしたが、次の理由により工期内での完成が困難なことから、債務負担行為の追加設定をお願いするものです。

平成30年3月8日に佐伯市南部に累計雨量129ミリメートルを観測するまとまった降雨があり、それに伴い、上流からダム湖へ大量の濁水が流れ込んだことから、北川ダム湖の水位上昇とダム湖全体が濁る現象が生じました。

工事継続のため、ダムからの発電放流によってダム湖の水位低下を行っていましたが、3月10日に下流の地元関係団体より、魚類への影響が懸念されるため濁水の放流自粛の要請があったことから、3月11日に発電放流を停止しました。

これによりダム湖の水位が上昇したことから工事継続が困難となり、非出水期間である平成30年5月末までに完了予定としていた取水施設の着手時期が遅れることとなりました。全体工程を再度見直した結果、当初の予定工期内での完成が困難と見込まれました。

以上のことから、債務負担行為の追加設定をお願いするものです。

一番下には当初計画と変更計画の工程もあわせて載せていますので参考までに御覧ください。
吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 北川ダムの下流約2キロメートルの無水区間における説明があつたんだけど、これはどういうこと。

鈴木工務課長 建設当時から、北川ダムで水を一旦ためて、それから約4キロメートルのトンネルで下流の北川発電所に水を送っています。ですので、北川ダムから下流2キロメートルの区間については水が流れない状態になっています。そこを無水区間と申します。

堤委員 それで今度、国交省から放流してくださいと言われてこの工事をする。その2キロメートル区間で放流する理由とは何ですか。

鈴木工務課長 放流自体はもう全国的に河川環境の維持ということで、そういう無水の区間はなくそういう指導を受けています。

堤委員 別に農業用とかそういうのではなくて、きれいに流すことによって浄化していこうと、簡単に言うとそういうことね。分かりました。

麻生委員 発電放流と維持流量放流の仕組みというのは、やっぱり基本的に変えているんやな。

鈴木工務課長 おっしゃるとおりで、今申しましたようにダムと発電所は距離があり、発電放流は4キロメートル下流で発電していて、ダムから発電所の間は維持流量を流しなさいという御指導をいただいていますので、違います。

麻生委員 せっかくダムには観光資源とかで上から落ちるような放流の仕組みがあるじゃないですか。ああいう形にはできんのやろうな。

（「難しいな」と言う者あり）

鈴木工務課長 この写真を御覧のとおり、北川ダムはアーチ式ダムになっていて、建設後に改造して上から流すというのはダムの構造上なかなか難しいと思っております。

吉富委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉富委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別にないようですので、これをもって企業局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔企業局退室、商工労働部入室〕

吉富委員長 これより、商工労働部関係に入ります。

まず、第34号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

高濱商工労働部長 皆さまにおかれては、商工労働行政をはじめ県政の諸課題に対し、御指導、御鞭撻ありがとうございます。

本日は、付託案件3件、諸般の報告3項目について担当課長より御説明しますので、よろしくをお願いします。

河野商工労働企画課長 第34号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、商工労働部関係について御説明します。

委員会資料の1ページをお開き願います。補正予算の概要です。

表の一番上の総務費ですが、8,609万3千円の減額補正です。これは、主に地域間の情報通信格差の是正を図るため、市町村に対して行う助成が見込みを下回ったことによるものです。

その下、労働費ですが、2億4,768万8千円の減額補正です。これは、職業訓練委託料等が見込みを下回ったことによるものです。

次に、商工費ですが、154億1,137万5千円の減額補正です。主に、県制度資金の減によるものです。

次に、商工労働企画課関係の主なものについ

て御説明します。

平成30年度補正予算に関する説明書の212ページをお開きください。

事業名欄の中ほどの小規模事業支援事業費6,897万7千円の減額です。

今年度増員を予定していた経営指導員6名のうち、4名が新卒採用等の事情により平成31年度採用となったことや商工会等職員の退職などにより、補助対象職員の人件費が当初の見込みを下回ったこと等によるものです。

稲垣経営創造・金融課長 経営創造・金融課の主なものについて御説明します。

説明書212ページの事業名欄一番下の中小企業金融対策費129億6,250万9千円の減額です。

当初予算において、県制度資金の貸付枠については、中小企業・小規模事業者の資金需要に十分対応できるよう準備していました。

一方で、中小企業の資金ニーズに関しては、低金利情勢が続いており、地域金融機関のプロパー資金での融資が増加していること、さらには大規模災害や経済危機等が発生しなかったこともあり、当初予算で準備していた新規融資枠を下回る見込みであるため、所要の減額補正を行うものです。

田北工業振興課長 工業振興課関係の主なものについて御説明します。

説明書の216ページをお開き願います。

事業名欄上から3番目の戦略産業成長分野参入支援事業費3,500万円の減額です。

この事業は、自動車や半導体、医療、エネルギー関連産業の雇用の場を維持・拡大するために、求職者を雇用する事業者に助成するもので、申請件数等が当初の見込みを下回ったことによるものです。

高野新産業振興室長 新産業振興室関係の主なものについて御説明します。

説明書の215ページをお開きください。

事業名欄上から3番目のドローン産業振興事業費170万円の増額は、昨年9月に開催されたOITAドローンフェスタ2018に係る負担金に、企業からの寄附金を充当することに伴

うものです。

安藤情報政策課長 情報政策課の主なものについて御説明します。

説明書の114ページをお開き願います。

事業名欄一番上の電気通信格差是正事業費2,518万9千円の減額です。

これは、事業化に向けて携帯電話事業者及び地元市町村に働きかけを行いました調整がつかず、今年度は事業実施に至らなかったことによるものです。

佐藤商業・サービス業振興課長 商業・サービス業振興課関係の主なものについて御説明します。

説明書の213ページをお開き願います。

事業名欄一番下の観光関連消費拡大支援事業費1,140万2千円の減額は、富裕層の旅行者ニーズ調査において、調査委託受入れ側の担当部署の決定や実施場所の選定など社内調整に想定以上の時間を要し、年度内の事業完了が困難になったこと及び県産アートワーク展示支援補助金で、ロビー用竹細工など一部アートワークの設計調整等に時間を要し、年度内の完成が困難になったことによるものです。

渡辺企業立地推進課長 企業立地推進課関係の主なものについて御説明します。

説明書の217ページをお開きください。

事業名欄下から4番目の企業立地促進事業費2億8,707万5千円の減額です。

この補助金は、新規立地企業及び増設を行った企業に対して助成を行うものですが、操業開始時期や雇用者数の要件を満たす時期が来年度となる企業があったことから、補助金の額が当初の見込みを下回ったものです。

なお、30年度は18社に対して補助金を交付します。

中山雇用労働政策課長 雇用労働政策課関係の主なものについて御説明します。

説明書の169ページをお開き願います。

事業名欄上から2番目の離職者等能力開発促進事業費1億5,023万7千円の減額は、訓練生が定員を下回ったこと等により、職業訓練委託料が当初の見込みに至らなかったことによ

るものです。

以上で商工労働部関係の一般会計補正予算案の説明を終わります。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 217ページの工業団地開発推進事業で、12億円の減額の理由は何でしょうか。

渡辺企業立地推進課長 新たな工業団地を開発する可能性があるということで、当初予算を計上していましたが、その分が今回ありませんでした。備えとして準備した貸付金を今回利用しなかったということです。

堤委員 となると、同じようなものが来年度当初の骨格予算の中にも入っているということ。

渡辺企業立地推進課長 そうです。（「はい、分かりました」と言う者あり）

麻生委員 職業訓練費が大幅減額なんですけど、人手不足が深刻な状況にある中で、組替え等を含めてスピーディーにやるべきことは山ほどあると思うんですね。そういう中で、例えば、外国人技能実習生等が職業訓練校で訓練を受けるようなこととか、ドライバー不足等について、そういった人たちに対する自動車教習所の制度、特別なサポートとか、そういったものに組み替える可能性のあるものは何かあるのかな。その辺の現状認識についてちょっと伺います。

中山雇用労働政策課長 さきほど御説明した離職者等能力開発促進事業については、いわゆるセーフティーネットとして、失業者がハローワークを経由して、各高等技術専門校でスキルの向上や再就職に備えるというもので、基本的にはその枠内での受講者の減であったり、就職が決まって途中退校された方の分の減額が主な内容です。

それから、麻生委員がおっしゃった外国人技能実習生については、在留資格との関係等もありまして、直接、今の枠内の離職者若しくは仕事を求める、スキルアップする方として、校内にお迎えするという取扱いは、現状ではできません。しかし、技能実習制度の技能検定などもありますし、それに備えた何らかのフォローは、部分的にですけれども、要請などに応じて対応

できようかと思えます。今の予算を使ってやるということとはまた異なりますが。

それと、ドライバーの教習関係ですけれども、これは実は本年度から3か年の予定で厚生労働省から委託事業を受託しています。トラック協会などと連携して、新しくトラックのドライバーになろうという方々が大型免許や中型免許などを取ることに支援も含め、この事業とはまた別の新規の事業で私どもが担当しているところです。

麻生委員 最後のトラックにしても、大分県内の教習所ではもう既に4校しか中型、準中型の教習をやっているところはなくなっているわけよ。他のそういったこともがんと少なくなっていて、中型のトラックを準備すると物すごく金がかかるわけよね。

一方で、やっている、やっていると言うんだけど、基本的にリーマンショック後の雇用政策とか職業訓練とか、あるいは産業政策というものをそのままずっと行政の政策として続けてきているような気がしてならんわけで、担い手不足の今の時代に応じた政策への行動転換ということでは、前とそんなに変わっていない。今言ったような根本的な部分を見直していかないと、今の時代に対応できないんじゃないかな。後ほどまたちょっと500社訪問の部分で申し上げたいと思いますが、人手不足対策という根幹の部分の政策の行動転換を、産業政策、雇用政策を含めて徹底的にといった部分が必要じゃないかなと思っていますので、問題認識として申し上げておきたいと思えます。

後藤副委員長 今の麻生委員の外国人技能実習生に関してなんですが、3月1日に説明会をされていますよね。それに、例えば、どんな業種の方がどんな心配があって、どのくらいの方が来たとか、その際の資料とかを教えていただきたい。麻生委員もおっしゃるとおり、産業人材について、とにかく危機感を皆さん物すごく感じていると思うんです。ただ、伺ったところでは、ちょっと説明が高度過ぎてと言うか、難し過ぎて分からなかったという意見も中にはあったと聞いておりますので、ちょっとその辺をか

み砕いたような分かりやすい資料をいただければと思います。皆さん見たいんじゃないかなと思うので、どうかよろしくをお願いします。

中山雇用労働政策課長 3月1日に説明会がありまして、国が準備して、説明したんですけども、その説明資料中心ということでよろしいですか。

後藤副委員長 それでもいいですし、あとはどんな業種の方だとかというのを知りたいものですから。（「分かりました、お見えになった皆さま方」と言う者あり）

吉富委員長 じゃ、資料ということで、なるべく詳しく資料提供をお願いします。

そのほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 ほかに質疑等もないようですので、これより、さきほど審査しました労働委員会関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉富委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第38号議案平成30年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

稲垣経営創造・金融課長 第38号議案平成30年度大分県中小企業設備導入資金特別会計補正予算（第1号）について御説明します。

補正予算に関する説明書の319ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入、歳出それぞれ4,443万5千円の増額で、既決予算額との累計は、1億3,691万8千円となります。

次に、歳出の主な内容について御説明します。322ページをお開き願います。

第3目予備費1,425万3千円の増額です。

これは、事務費に充当する財源として繰越処理している特別会計運用収入等全体から、事務費として支出したものを除いた額がほぼ確定し

たので、それを次年度に繰越処理するための所要の補正を行うものです。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉富委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第39号議案平成30年度大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

渡辺企業立地推進課長 第39号議案平成30年度大分県流通業務団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明します。

説明書の323ページをお開きください。

今回の補正は、歳入、歳出それぞれ9億3,919万1千円の増額で、既決予算額との累計は、15億8,120万5千円となります。

まず歳入ですが、324ページをお開きください。

第1項財産収入第1目財産売却収入8億2,065万1千円の増額は、当初予算で見込んでいた6億4,201万4千円の分譲収入が、8区画からの分譲収入、14億6,266万5千円となる見込みから増額するものです。

次に歳出ですが、325ページを御覧ください。

事業名欄の流通業務団地造成事業費9億3,919万1千円の増額は、土地売払いに伴う財産収入が見込みを上回ったことにより、減債基金積立金を増額するものです。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 8区画売却されたということは職員として非常に頑張って営業に回ったんだという苦労はわかります。この8区画売却したことによる進捗率と言うか、売却率と言うか、どれぐ

らいの状況なのかが一つ。

それから、減債基金の3月末の残高を教えてください。

渡辺企業立地推進課長 分譲率については、今回は見込みですから、72%を超えていきます。減債基金については、現在約87億2千万円の残高があります。

堤委員 分譲率の72%はこれを含めた数字か、それとも含めない数字か、ちょっとそこら辺が分からない。減債もこの数字を含めた数字なのか。

渡辺企業立地推進課長 分譲率については、12月末時点で70%を超えて、今回含めて――申し訳ありません、訂正します。73.38%ほどになります。

減債基金の起債残高については、87億2千万円は今回の収入を差引きする形にはなっていない。昨年度末となっています。

堤委員 これを足してあげればいいわけね。9億何ぼというのを足してあげればいいの。積立金やから全部が全部、減債に回るか分かんないけど。

渡辺企業立地推進課長 減債基金の基金残高が87億2千万円で、減債基金自体は全部積み立てて約61億円になります。

堤委員 どういうこと。もう一度詳しく。減債基金と。

渡辺企業立地推進課長 起債残高。減債基金の起債残高が87億2千万円で、減債基金の積立て自体が、これを入れて61億円になります。当初予算で繰上償還を47億円ほどする予定にしています。

麻生委員 流通業務団地の売りというのは宮河内インターチェンジから近いこと、あるいは大在のFAZ、港に近いことがあるんでしょうけど、段々と分譲していくと、朝夕の通勤の時間帯の非効率さ、どれだけ渋滞しているか、皆さんも行っているから分かると思うんだけど、そういったアクセスの状況とか、従業員の生産効率や物流に関わる移動時間についてのビッグデータは把握しているのか。業種によって、空いている時間とか、うちの業種だったらこの時間

帯に行うとか、同じ物流でも山ほど業種や種類がありますから、どの時間帯のところに残りを営業に行けば売れるかという視点が間違いなく必要なんですよね。そういった営業の仕方をしているのかどうか。そういった統計データとかビッグデータをどのように活用しているのか、そういう視点があるのか。データがあるのかないのか。その辺をちょっと伺います。

渡辺企業立地推進課長 基本的には朝夕の時間帯がかなり混んでいるという話は、それぞれの企業様を訪問して聞いています。その部分についてのビッグデータは、我々としてまだ正確な形で数値化はしていません。

ただ、公共交通機関等を要望される企業様も多いことから、例えば、バスが今とまっていますので、とめてほしいということで、渋滞解消に向けた協議等を大分バスさんをお願いしたりはしております。

基本的に朝夕以外はあるところの地域では混雑はないので、企業様にはさきほど委員にお話ししたとおり、産業集積をあそこでしているし、代替道路として高速道路があるし、東九州の玄関口としての大分港も近いという話で営業をしているところです。

麻生委員 部長、私が申し上げるのは、要は働き方改革と言っている時代だから時差出勤もあるでしょうし、業種によってはこの業種なら何時からでもいいとか、FAZのRORO船の出港や入港に間に合わせなければならない分野、そうじゃない分野があるでしょうから、道路ストックも含めた今あるストックの中でどういう営業スタイルを構築できるかといったことをビッグデータで把握してやっていく。あるいは、働き方改革のため、営業段階で時差出勤の可能性のあるものとか——これはもう流通業務団地だけじゃなくて、県内の工業団地とかいろいろあるでしょう。そういったところでの働き方改革も含めた時差出勤とか、扱う商品による時間差とかを考えて、今あるストックの中で、道路も含めて最大限効率的な利用ができるようなまちづくりの構造改革をやっていく必要があると思うんです。しかし、そういった意識、視点が

県の方になれば、うまくいかないと思うんですよね。少しでもそういった視点での取決めをして、営業段階からそういう土地の売り方をしていくと相当変わってくるでしょう。

大分バスに公共交通をお願いとか言っても、じゃ、どこアクセスするんだとか、バスの運転手自体もないわけですよ、今。増便しろって市と協議すると言っても、現実問題、全く成果が出そうにないし、そんなことを言ってもしょうがないので、根本的な部分によっほど問題認識を持って取り組んでほしいなと思います。

流通業務団地だけじゃなくて、工業団地や県下のいろんな部分について、今後、そういう視点の上で市町村とまちづくりや道路作り、交差点改良とかいった部分をやっておかないと、後でそればかりに金がかかって、結果、ほかの地方に負けてしまうということになりかねない。これが現状でしょうから、そういう問題認識を持ってほしいと思います。

吉富委員長 高濱部長、今の話で、要望も入っていますけど、何か部長からその辺のところも含めて。

高濱商工労働部長 団地ごとに、まずは団地にいる方々自身がしっかり考えると。県がいきなりやるというよりは、まず、団地の方々がしっかり考えるということの一つに、さきほど委員がおっしゃったとおり、時間をどうするかという話をいろいろ検討するということもあると考えています。また、IT技術みたいな話もありますし、ITのみならず、そういう運営方法という意味ではソフトの対策もあると思います。ちょっとまず企業の方々自身がそういう検討をするように、我々もうまく働きかけるといった取組を含めてやっていきたいと思っています。我々自身がちょっとスタンスを変えていきたいと思っています。

堤委員 渡辺課長、ちょっと気になったのは、「企業様」という呼び方。つまり進出してくるから「企業様」と呼ぶんだろけれども、県税を納めている県民のことは「県民様」と言うかい。公の場において「企業様」と言うのは、我

々からするとやっぱり非常に気持ち悪い。企業立地だから、「企業」だけでいいと思うんですよ。だから、呼称については非常に問題があるなど。これはこういう形で議事に残るんだよね。だから、ぜひ「企業」と呼称してください。もし、様を付けたら、「県民様」と言ってくださいね。

吉富委員長 ほかに何か。よろしいですか。

（「課長、何かあったら」と言う者あり）

渡辺企業立地推進課長 部長が申し上げたとおり、企業の協議会が流通業務団地にも、例えば、中核工業団地にもありますので、その協議会と、さきほど委員がおっしゃったような話を協議していきたいと思っております。

麻生委員 協議会で協議できるような各種データ、ビッグデータを含めて、行政が用いるデータについては提供、公開していただければ幸いです。

吉富委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉富委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

河野商工労働企画課長 2018秋の500社企業訪問の実施結果について御報告します。

委員会資料の2ページで御説明します。

商工労働部では、県内企業の声施策に反映することを目的に、年2回、商工労働部職員による500社企業訪問を実施しています。昨年、10月から12月にかけて実施した平成30年秋の訪問結果について概要を報告します。

まず1の概観ですが、今回は452社を訪問しました。景況感前回からさらに改善し、引き続き高水準を維持しています。業況判断指数

D. Iで示していますが、D. Iとは景況が「良い」と答えた企業の割合から、「悪い」の割合を引いた値であり、高ければ景況感が良いこととなります。今回のD. Iは、前回から7.6ポイントのプラスの32.3ポイントであり、過去最高の数値となりました。回復が遅れていた食品加工、土木・建築、サービス業等の業種が改善しています。

2の業種別の景況感ですが、製造業では、景況感D. Iは36.6ポイントと、前回から7.8ポイントの改善となりました。

製造業のうち、電気機械（半導体等）は、データセンター向けの拡大等により業界の好調は継続していますが、一方で、スマホや半導体製造装置向けの受注に陰りが見られるとの声も増えています。

輸送機械（自動車関係等）は、D. Iは下がりましたが、大手の生産動向も含め、引き続き業界としては堅調な状況です。一方では、昨年7月の西日本豪雨の影響による大手メーカーの減産の影響や、米中貿易摩擦の影響も出ているとの声もありました。

食品加工は、県内の製造業で最も企業数が多い業種です。景況感大きく改善しています。生産増や売上げ増で好調な企業が増加している状況です。一方、原材料高や人手不足に悩む企業も増えているという状況でもあります。

非製造業では、景況感D. Iは26.8ポイントで、前回から6.8ポイントの増と引き続き回復基調が続いています。

業種別では、飲食・宿泊については、インバウンドが好調という声が多数となり、景況感はやや改善しています。

運輸については、大きく景況感が下がっています。人手不足で車両の運行ができないとの声や、燃料高で経営が圧迫されているとの声が多数となりました。

土木・建築は、大幅に改善しています。消費税率引上げ前の駆け込みや、オリンピックに向けて建設需要が旺盛となっています。

3の従業員規模別の景況感ですが、前回は最も景況感が悪かった小規模事業者の景況感が大

大きく改善しており、小規模事業者まで景気回復が広がってきていることがうかがえます。

4の経営上の課題についてですが、前回に引き続き、「人材不足」の割合が最も高く、次いで「販路開拓」、「原材料高」が多くあげられています。

特に「原材料高」は大きく増加しており、資材・物流コストの増が経営を圧迫しており、価格転嫁の判断やタイミングに悩む事業者の声も聞かれました。

5の消費税引上げ対策についてですが、対策していると答えた企業は全体の8%にとどまり、影響がないと考えている企業も42%と多く、まだ制度が十分に浸透していないという状況です。複数税率対応レジの導入支援や、キャッシュレスのポイント還元等の支援がありますが、今年10月までに準備を間に合わせる必要があるため、事業者に対する周知を一層強化してまいります。

6の人材確保についてですが、人手不足感は前回からやや下がりましたが、引き続き不足感が強いという状況です。業種別には、輸送機械（自動車関係）、通信・情報、飲食・宿泊の順で特に不足感が強い状況です。

外国人雇用の状況ですが、業種では、輸送機械（自動車関係）で技能実習生が多く、飲食・宿泊で、留学生のアルバイトが多い状況です。全体では、外国人雇用は約2割という状況です。今後、外国人雇用を検討している業種は、飲食・宿泊、輸送機械（自動車関係）、食品の順であり、人手不足感の強い業種で高い傾向となっています。

今後も現場、企業の声幅広く聞き、施策に反映してまいりたいと考えています。

安藤情報政策課長 おおいた革新的技術・データ活用推進計画の策定について、御報告します。計画本文は冊子でお配りしていますが、委員会資料の3ページで説明します。

まず、1の概要ですが、本計画は、IoTやAI、ロボット等の普及による第4次産業革命が進行する中で、本県においても、革新的技術やデータを積極的に活用し、地域課題の解決や

新たな産業活力の創出、行政サービスの充実等を図り、これからの時代の県民生活を支える基盤づくりと安全・安心かつ豊かな暮らしの実現に資することを目的とし、国が策定した官民データ活用推進基本法に基づく都道府県官民データ活用推進計画及び大分県版第4次産業革命「OITA4.0」を推進するための計画として策定しました。

2の計画策定のプロセスとしては、大分県電子県庁推進本部の下に官民データ活用推進部会を設置し、これまでに部会、本部会議をそれぞれ2回開催するとともに、有識者や関係団体からいただいた意見も踏まえ、策定を進めてまいりました。また、昨年12月28日から本年1月31日までのおよそ1か月間、県民の皆さまから御意見を募集したところです。

3の計画の特徴及び構成については、計画の期間を平成31年度から33年度末までの3年間とし、民間分野では、県内外の様々な企業が持つ革新的技術やデータを活用することにより、地域課題の解決や新たなビジネスモデルの創出を図っていくとともに、そのために必要となるIT企業の誘致やIT人材の確保・育成といった基盤づくりを行うという「OITA4.0」の方向性を基本方針として位置付けています。行政分野では、技術、データの活用やインフラ整備により、行政サービスの向上等を目指していくこととしています。また、計画は3章で構成しています。

4のフォローアップについては、毎年度、電子県庁推進本部において、KPI等の進捗管理を実施していきます。

次のページをお願いします。

5の個別施策において、民間分野では、IoT等のプロジェクト創出やドローン産業の振興、スマート農林水産業などを含んだ革新的技術の活用促進など4項目、行政分野では、行政手続のオンライン化推進やオープンデータの推進、ICTによる業務効率化など6項目にわたり、それぞれ現状と課題、取組の方向性、KPIを記載しています。

以上の取組に沿って、着実に計画を推進して

まいりたいと考えています。

高野新産業振興室長 大分県知的財産総合戦略の策定について、御報告します。

戦略本文は冊子でお配りしていますが、委員会資料で説明します。5ページをお開きください。

まず1の概要ですが、商工労働部では、平成18年2月に策定した大分県知的財産活性化指針について、ビッグデータなど第4次産業革命と呼ばれる社会環境の変化や経済のグローバル化の進展など時代の変化にあった内容に刷新するとともに、今後の大分県の知的財産活動を推進し、知的財産を企業経営にいかした付加価値の高いものづくりを実現するため、大分県知的財産総合戦略を策定しました。

2の戦略策定のプロセスとしては、企業、弁理士、行政等で構成する大分県知的財産総合戦略策定委員会をこれまで3回開催しました。1月15日から1か月の間、県民の皆さまから御意見を募集したところです。

3の大分県知的財産総合戦略の特徴及び構成については、戦略の期間は、平成31年度からの5年間とし、国内外における知的財産の適切な活用の促進を本戦略が目指す基本的な取組方針として、新たに「知財支援機関による相談件数」と「中小企業数に対する特許及び商標の出願中小企業数の割合」という二つの成果指標を設けました。知的財産に関する相談件数を着実に伸ばすとともに、現状全国下位に位置する知的財産の出願状況を全国中位まで引き上げたいと考えております。また、戦略は5章で構成しています。

4のフォローアップについては、外部有識者や庁内の関係機関等で構成される組織を設置し、進捗管理等を実施していく予定です。

6ページをお開きください。第4章の「解決に向けた知財戦略」について、個別施策を記載しています。

本戦略では、大分県長期総合計画の柱となる安心、活力、発展をベースとして、それらに共通する相談機能や研究開発などの知的創造をこれら三つの戦略を推進する戦略と位置付けてい

ます。

一つ目の柱は、安心・活力・発展を推進する創造戦略として、知的財産に関する相談機能の充実や、I o TやA Iなどの知的財産を創造する研究開発支援などを盛り込んでいます。

二つ目の柱は、安心を守る知財戦略として、ジェトロ等と連携した模倣品対策や外国出願に係る費用の助成など知的財産の保護に関する施策を盛り込んでいます。

三つ目の柱は、活力を生む知財戦略として、おおいた和牛やベリーツなどの地域ブランドの構築や大企業等の開放特許等の活用促進、海外における地理的表示(G I)保護制度の推進など知的財産の活用に関する施策を盛り込んでいます。

四つ目の柱は、発展を促す知財戦略として、O-L a b oにおける科学体験活動や少年少女発明クラブの支援などの知的財産教育や人材育成に関する施策を盛り込んでいます。

以上の取組に沿って、知的財産施策に取り組んでまいりたいと考えております。

吉富委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

麻生委員 500社訪問に関してですが、452社のターゲットとそのヒアリングシートがどうなっているのか、後ほど構いませんので、教えてください。

現場からの具体的改善提案の一覧表みたいなものがあれば教えてほしいなど。ここにもいくつか書いていますけど、人手不足が本当に深刻な状況で、東京オリンピックでは、現場の建設作業員等も、孫請け、下請企業が東京に10人出してくれ、20人出してくれと言われて皆東京にどんどん行っていると。今度は大阪万博なので、大阪の方にも吸い上げられて、大分からどんどん作業員を連れていかれているという実態があります。働き方改革でトラックドライバー等についても、結局、高速道路を通らざるを得ない。それが収益を圧迫しているということで、業況判断指数、D Iの中にも当然そういったことが出てきているんですけど、それを政策的にどう改善するかというと、物流の高速

道路割引制度の提案を国に対してやるといったことも必要になってこようかと思えます。そういった問題認識を含めて改善提案につながるようなものをまとめる必要があるかと思えますので、ぜひその辺は後ほどで構いませんので、資料提示をいただければと思います。

それから、革新的技術・データ活用がやっと計画になったわけですが、さきほども申し上げた地域課題の解決あるいは産業界の移動時間の短縮、通勤時間の短縮を含めて、生産効率をいかに上げるか。移動時間は、地方都市、公共交通のない都市においては、非常に重要な部分ですが、これに対する渋滞データとか生産効率、移動時間に対するデータというのが意外と抜け落ちているんですね。だから、こういった部分について、ぜひ問題認識を持ってこの項目の中にも盛り込んでほしいなど、そこら辺を要望しておきます。

それから、知的財産総合戦略の特許及び商標の出願件数は10ランクアップということですが、これに関しては、最終的な実りの指標はどこにあるのかなど。いわゆる成果として何らかの形がないと、出願件数は多かったけど、要はビジネスとして成り立ったのか、売上げなり利益がどうだったのか、その部分についての指標は、何を見れば分かるか教えてください。

高野新産業振興室長 今回の知的財産総合戦略については、前回の指針には具体的な目標の定めがなかったということで、今回大きく二つの目標を定めたということです。

まず相談件数なんですけど、知的財産を活用する際に、まずは当然そういった相談をしっかりと受け入れる体制を伸ばしていき、普及していく必要があるということで、それが1点目。

あと出願の全国順位の10ランクアップということなんですけど、これは知的財産については大企業に偏重するという傾向がありまして、今回は、飽くまで中小企業だけを見た形での指標になっており、その割合を10ランクアップするということです。

その後の支援については、戦略の中にも書いてありますが、例えば、研究開発であったり、

販路の開拓であったり、そういった支援を通じて企業の成長、その強化を支援していこうということです。第4章になるんですが、それぞれ安心、活力、発展の知財戦略の中で成果指標という形で目標は決めていて、その目標に到達するような形で進めていきたいと考えています。

麻生委員 1,024件の相談がありました、特許が何件取れました、商標登録が何件です、その結果、特許を取れた企業、あるいは商標登録されたものが売上げにつながったとか、そこら辺はしっかりフォローして、また我々に報告していただければと思います。

堤委員 消費税の関係で、多分、500社訪問は去年の10月から12月で、このアンケートを取ったのはその前だから、1年以上前のアンケートに対する答えという状況でしょう。その後、段々と制度の仕組みも出てきているよね、難しい制度だけでも。そういう問題については、今年の春の調査では、具体的に消費税の対策とかが出ているから、今後の景況感は今また変わってくると思うんよね、駆け込み需要があるから。その後、急激に落ちると思うんだけど、4月はいつ、そういうのを含めて調査する予定にしているのかな。

河野商工労働企画課長 消費税については、今のところ、まだ企業からこういったことを踏まえてとかいう声はそんなにはあがっていませんけれども、これからそういう声があがってくる可能性があると思います。

そこで、庁内で関係部署を集めた連絡会議を持つようにして、もう既に第1回は開催したんですけれども、その中でどんな声があがってくるかという情報を収集した上で、我々皆で情報を共有して、それぞれの業界からの御質問とか御意見に対応していこうと考えています。

堤委員 そういうのを反映させるようなアンケートは取るのかな。

河野商工労働企画課長 今のところアンケートまでは考えていないんですが、具体的に直接その声にお応えしていくことが大事かなと思いますので、当面はそういうことを考えています。

吉富委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 これをもちまして商工労働部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

〔商工労働部退室〕

吉富委員長 以上で本日の審査は終わりましたが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉富委員長 別にないようですので、これをもちまして商工労働企業委員会を終わります。

お疲れさまでした。